

内閣法制局がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成29年3月22日
内閣法制局総務主幹決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、内閣法制局がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画を下記のとおり定める。

第1. 対象となる事務及び事業

本計画は、内閣法制局が行う全ての事務及び事業を対象とする。

第2. 対象期間等

本計画は、2016年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021年度以降について見直しを行うものとする。

第3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、内閣法制局の全ての事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。

この目標は、内閣法制局の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況等を踏まえ、一層の削減が可能である場合には、適切に見直すこととする。

第4. 個別対策に関する目標

温室効果ガスの総排出量削減に向けて、以下の個別対策に関する目標達成に努める。

1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等をいう。以下同じ。）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。また、中間目標として、2020年までに公用車の7割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入割合

LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努める。

4. 用紙類の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに10%以上削減することに向けて努める。

第5. 措置の内容

1. 建築物の管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

中央合同庁舎第4号館において実施される省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等について積極的に協力する。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する二重窓等の導入

建築物の断熱性能の向上に資するため、事務室の二重窓、複層ガラス、遮光フィルム、ブラインドシャッター等の導入に努める。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、当局が独自に調達又は更新する場合には、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 中央合同庁舎第4号館の管理官庁と協力して、同庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を徹底する。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 次世代自動車の導入

次世代自動車に係る中間目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 更新時に併せて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択するなど、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど、燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 有料道路を利用する公用車については、引き続きETC車載器を設置する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ 夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ⑥ ガソリンを満タンにしない。
- ⑦ 通勤時や業務時の移動において、徒歩、自転車、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進し、公用車利用の抑制・効率化に努める。

- ⑧ 原則として毎月第1月曜日にノーカーデーを実施し、警備上支障のある場合、緊急な場合等を除いては、公用車の使用を自粛する。
- ⑨ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑩ 公用車の利用に当たっては、相乗り乗車を積極的に進める。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の見直しを行い、その削減を極力図る。

(3) 自転車の活用

自転車の使用について周知することで利用を促進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 既存照明について、当局が独自に更新する場合は、以下のとおりとする。
 - ・ 設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - ・ LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ② ①のLED照明導入の際には、原則として調光システムを併せて導入する。
- ③ 既存照明の入替え時については、リース方式により契約を行うなど、費用の平準化を図る。なお、リース方式による場合にも、調光システム付きのものを採用する。
- ④ ①以外の既存照明については、2020年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行う。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙、けい紙等の用紙類の年間使用量について、各部室単位で把握・管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 両面印刷や両面コピーの徹底を図る。
- ④ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑤ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのモデル化を図る。
- ⑥ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑦ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑧ 電子決裁の推進を図る。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を引き続き進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達に配慮する。

イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文房具類、機器類等の物品については、再生材料から作られたものの使用を引き続き進める。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(8) ハイドロフルオロカーボン（HFC）等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、ハイドロフルオロカーボン

(HFC) を使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。

- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、機器の点検や更新を行うこと等により、その使用時の漏えい対策に取り組む。

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベース等の環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文房具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択・購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を使用している商品の積極的な選択・購入を図る。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① O A 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッ

チの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。また、退庁時には、OA機器、家電製品及び照明の電源を切ることを徹底する。

- ② 中央合同庁舎第4号館の管理官庁と協力して、庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を徹底する。
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げるなどの適正な運用に努める。
- ④ 執務室での服装について、夏季における「クールビズ」や冬季における「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中の窓・出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑧ 冷房時には、日射の進入を防ぐため、ブラインドを下ろすよう徹底する。
- ⑨ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑩ 給湯器へのエコノマイザーの導入等、ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑪ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑫ 照明の点灯時間の縮減等、節電のための取組の管理を徹底する。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 水漏れ点検の徹底を図る。
- ② 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

(2) ごみの分別

- ① ごみの分別回収を徹底する。
- ② 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

- ① 事務の遂行上、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ⑤ シュレッダーの使用抑制を図る。

- ⑥ コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑦ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑧ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、有給休暇の取得促進、テレワークの推進等の温室効果ガスの削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 電子掲示板等により、職員が参加できる地球温暖化対策に資する活動や研修等についての情報提供を行う。
- ② 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ③ 昼休みの一時消灯の周知を図るとともに、節電状況を逐次確認するなど、職員の節電意識の徹底を図る。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

(4) その他

昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯などに積極的に取り組む。

5. その他

第5の1から4までの措置のほか、中央合同庁舎第4号館の管理官庁が行う実施計画、実施要領等に基づく措置については、入居官庁として積極的に協力するものとする。

第6. 本計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、内閣法制局地球温暖化対策実行計画推進委員会において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、総務主幹が行う。本計画のフォローアップについては、長官総務室会計課を中心に関係部室の協力を得て行う。
- ② 対策の徹底を図るため、内閣法制局地球温暖化対策実行計画推進委員会等において、中央合同庁舎第4号館の管理官庁及び長官総務室会計課が算出した電力・ガス等の使用量の報告や節電行動の報告等を行う。
- ③ 会計課長は、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて各部局にハード対策の追加やソフト対策の一層の強化を指示し、本計画の着実な実施を図る。
- ④ 本計画の点検結果については、内閣法制局地球温暖化対策実行計画推進委員会において毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。
透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの本計画に定めた各種指標等取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う。

第7. 温室効果ガスの排出削減計画

	(単位)	2013 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	18,112	15,395	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	275,833	248,250	-10%
電気	kg-CO2	225,484	202,935	-10%
(電気使用量)	kWh	496,814	446,993	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.454	0.454	固定
電気以外	kg-CO2	50,349	45,314	-10%
その他		0	0	
合計		293,945	263,645	-10%

	(単位)	2013 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)
公用車に占める次世代自動車の割合	%	57.1	70	
公用車の燃料使用量	GJ	255	216.8	-15%
LED照明の導入割合	%	21.3	50	
用紙の使用量	t	7	6.3	-10%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m ²	149	134.1	-10%
エネルギー供給設備等	GJ	1,007	906.3	-10%

における燃料使用量				
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	1.11	1	-10%

○主な削減対策と削減効果 電力のCO₂排出単位<0.454 CO₂/kwh>

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①LED照明の導入 | 18.3tCO ₂ |
| ②電力消費の少ない家電への切替え | 3.2tCO ₂ |
| ③昼休みにおける消灯等 | 0.2tCO ₂ |